

## 保育の必要性の認定等に関する基準について

- 新制度では、認可保育所・幼稚園・認定子ども園・小規模保育事業などの施設や保育サービスを就学前の子どもが利用する場合、その保護者は事前に認定の申請を行い、保育の必要性に関する認定を受けることになります。
- 保育の必要性の認定に当たっては、国の政省令に基づき、区市町村が「事由」、「区分」、「優先利用」の3点に係る認定基準を策定することとしています。
- 本資料では、国が示したそれぞれの認定基準案と、現在、区が行っている保育の実施基準を比較しています。なお、国の基準は現時点での案であり、今後、変更となる場合があります。

### 1 認定区分

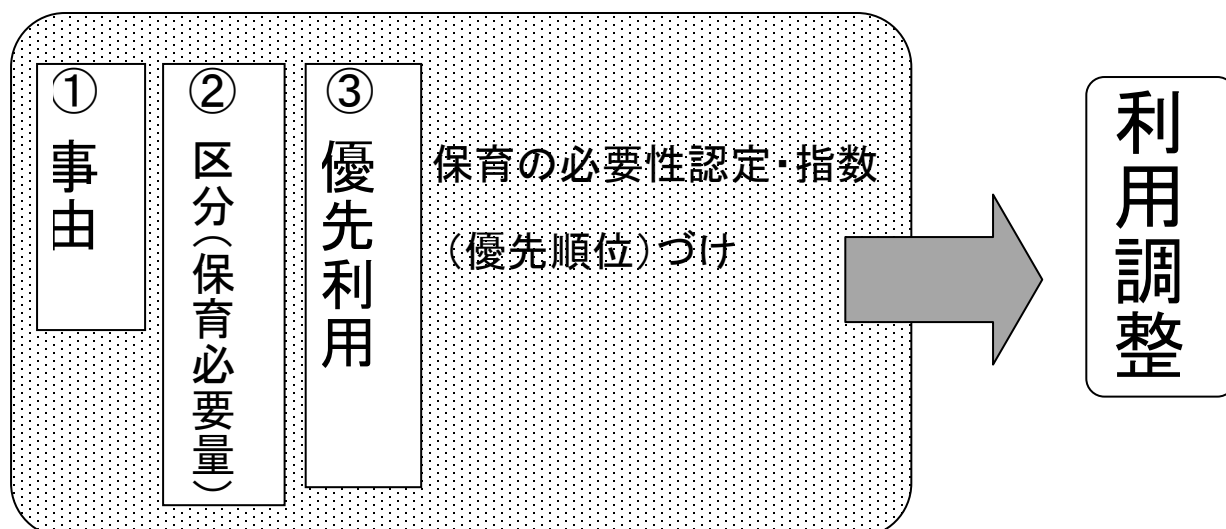
- 1号に該当する場合 教育標準時間認定（3～5歳で保育必要なし…幼稚園）
- 2号に該当する場合 満3歳以上・保育認定（3～5歳で保育必要あり…保育施設または幼稚園）
- 3号に該当する場合 満3歳未満・保育認定（0～2歳で保育必要あり…保育施設）

### 2 国が策定する認定基準

保育の必要性の認定に当たっては、国は以下の3点について、認定基準を作成することとしています。

- ① 事由：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 区分：保育標準時間又は保育短時間の区分（保育必要量）
- ③ 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

#### 保育の必要性の認定のイメージ



### 3 国基準案と区の現状について

#### (1) 事由

	国基準案(対応方針案)	区の現状(杉並区保育の実施に関する条例)
保育の必要性の認定に係る事由	① 就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む	・昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 ・昼間に居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
	② 妊娠、出産	・妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
	③ 保護者の疾病、障害	・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	・長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
	⑤ 災害復旧	・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
	⑥ 求職活動 ・起業準備を含む	・区長が認める前各号に類する状態にあること。
	⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む	
	⑧ 虐待やDVの恐れがあること	
	⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
	⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

(2) 区分 (保育必要量)

項目	国基準案	区の現状
保育標準時間	11時間 (超えた時間については、延長保育にて対応)	11時間 延長保育あり
保育短時間	8時間	8時間

【保育短時間認定における就労下限時間の設定】

	国基準案	区の現状
就労下限時間	1か月当たり48時間以上64時間以下	48時間以上

(3) 優先利用

国基準案	区の現状
ひとり親家庭	調整指数に加点あり
生活保護世帯 (就労による自立支援につながる場合等)	調整指数に加点あり
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	基準指数の適用あり
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	状況に応じた基準指数の適用のほか、調整指数に加点あり
子どもが障害を有する場合	同一指数の場合の優先順位項目あり ※障害児指定園
育児休業明け	基準指数で就労指数の適用あり
兄弟姉妹 (多胎児を含む) が同一の保育所等の利用を希望する場合	調整指数に加点あり
小規模保育事業などの卒園児童	調整指数に加点あり
その他市町村が定める事由	調整指数に加点あり

※：区立保育園の内、障害児の受入枠として、障害児指定園を設置 (8園：定員42名)